



御前崎市消防本部からのお知らせ



令和7年2月26日に岩手県大船渡市で発生した大規模な林野火災は、皆さまの記憶にも新しい出来事かと思います。

この火災は1ヶ月以上も続き、同年4月7日に鎮火が宣言され、約3,370ヘクタール(東京ドーム717個分)もの面積を焼失する昭和39年以降最大規模の林野火災となりました。

この間、住民は長期間の避難生活を余儀なくされ、断水が発生するなど多くの問題が発生し、普段の生活に大きな影響を及ぼす結果となりました。 ※総務省消防庁調べ

この火災を教訓に、総務省消防庁で行われた検討会の結果を踏まえ、火災の予防を目的に定められている「**御前崎市火災予防条例**」の改正を行いました。改正内容は、林野火災の予防に対し、より実効性を持たせた内容となりますので、市民の皆さんも新たに認識していただき、林野火災の予防にご協力をお願いします。

林野火災注意報・警報について

気象状況が林野火災の予防上注意を要すると認められる場合には、「**林野火災注意報**」を発令し、市内全域に火災予防条例に定める「**火の使用制限**」について**努力義務**を課すことになります。また、林野火災の予防上危険な気象状況になった場合には「**林野火災警報**」を発令し市内全域に火災予防条例に定める「**火の使用制限**」について**義務**を課すことになります。

林野火災注意報・林野火災警報の発令指標について

林野火災注意報の発令指標

1月から5月において、以下の(1)又は(2)のいずれかの条件に該当する場合

- (1)前3日間の合計降水量が1mm以下かつ前30日間の合計降水量が30mm以下
- (2)前3日間の合計降水量が1mm以下かつ乾燥注意報が発表

※ただし、当日に降水が見込まれる場合や積雪がある場合は、この限りではない。

林野火災警報の発令指標

1月から5月において、林野火災注意報の発令指標に加え、強風注意報が発表された場合

林野火災注意報・林野火災警報発令時の「火の使用の制限」に従わない場合について

林野火災注意報は林野火災警報発令の前段階として努力義務を課すものとなっているため、罰則は伴いません。一方、林野火災警報は「火の使用の制限」に違反した者に対し30万円以下の罰金又は拘留に処することが消防法で定められています。

林野火災注意報・林野火災警報発令の周知、広報について

林野火災注意報・林野火災警報が発令された場合は、同報無線、音声告知及び消防車両による巡回等により広報を行います。



総務省消防庁HP



お問合せ先

御前崎市消防本部 予防課(平日)

TEL:0537-85-2657

御前崎市消防署(夜間、土日祝日)

TEL:0537-85-2119



☆林野火災警報発令時にかかる法、条例文抜粋

御前崎市火災予防条例第39条

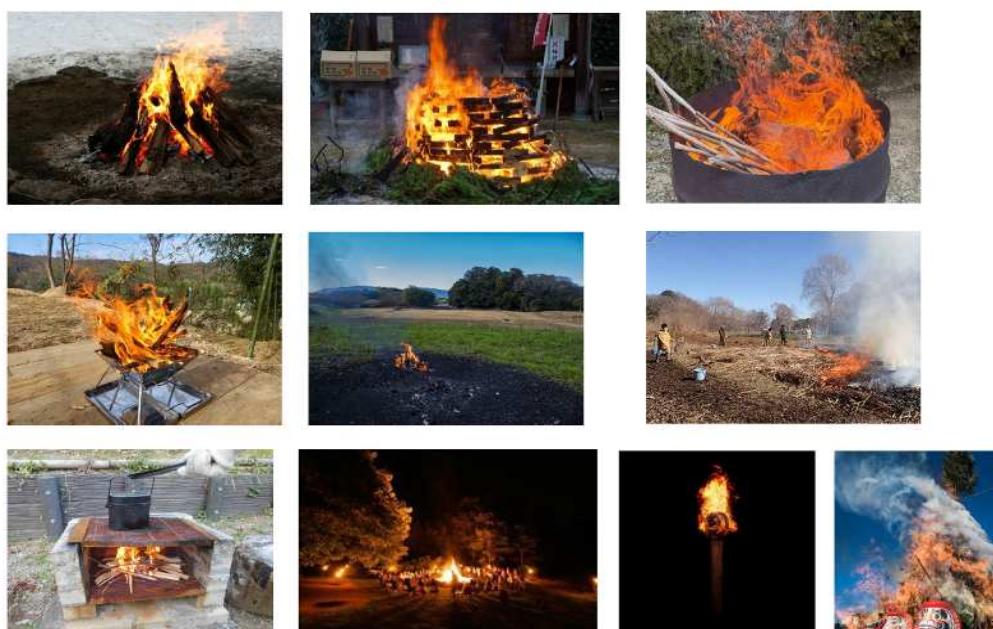
火災に関する警報が発せられた場合における火の使用については、次に定めるところによらなければならない。

- (1) 山林、原野等において火入れをしないこと。
- (2) 煙火を消費しないこと。
- (3) 屋外において火遊び又はたき火をしないこと。
- (4) 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙をしないこと。
- (5) 山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれがあると認めて市長が指定した区域内において喫煙をしないこと。
- (6) 残火(たばこの吸殻を含む。)、取灰又は火粉を始末すること。

御前崎市火災予防条例第75条

火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為(たき火を含む。)

○たき火に該当する行為(届け出が必要な行為)



(例)炎を上げ、火の粉が飛散する行為

○たき火に該当しない行為(届け出が不要な行為)



(例)調理器具を使用し、炭火などで調理する行為